

## 動物用医薬品販売業許可関係事項変更届

動物用医薬品の販売業について、農林水産省令で定める事項（※動物用医薬品等取締規則第111条）を変更したときは、以下の書類を提出して下さい。

許可関係事項変更届出書は、届出の事実が生じた日から30日以内に提出するものと、変更の前にあらかじめ届けるものがあります。

### ア) 変更後30日以内に届出するもの

	変更理由等	文書名	様式
届出書 (必須)		・動物用医薬品販売業許可関係 事項変更届出書	様式第45号 一または四
添付書類	1) 店舗・卸売販売業者の氏名若しくは名称又は住所の変更	・戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(法人の場合は、登記事項証明書)  (住所変更は添付書類なし)	
	2) (卸売販売業の場合) 営業所の名称の変更	添付書類なし。 届出書に記入	
	3) 構造設備の主要部分の変更	・変更箇所を説明する図面	
	4) 薬事に関する業務に責任を有する役員【責任役員】の変更(法人の場合)	・登記事項証明書 ・【責任役員】の範囲を示す書類：定款、組織規程(図)、又は業務分掌表等	
	5) 販売する医薬品の区分の変更 (特例・店舗販売のみ)	添付書類なし。 届出書に記入	
	6) 店舗・卸売販売以外の医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合 当該業務の種類	添付書類なし。 届出書に記入	

<p>7) 管理者の氏名または住所の変更 (特例販売除く)</p> <p>-----</p> <p>管理者の変更</p>	<p>・管理者の戸籍謄本、戸籍抄本 又は戸籍記載事項証明書 (住所変更は添付書類なし)</p> <p>-----</p> <p>・変更後の管理者の薬剤師免許 証又は販売従事登録証の写し</p> <p>・申請者と店舗管理薬剤師(登録 販売者)との関係を証する書 類(雇用証明書等)</p> <p>・変更後の管理者が登録販売者 である場合、業務(実務)経験 を証明する書類</p>	<p>参考様式 1</p> <p>参考様式 2</p>
<p>8) 薬事実務に従事する薬剤師又は 登録販売者の氏名の変更</p> <p>-----</p> <p>薬事実務に従事する薬剤師又は 登録販売者の変更</p> <p>(特例除く)</p>	<p>・戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍 記載事項証明書</p> <p>-----</p> <p>・変更後の実務従事者の薬剤師 免許証又は販売従事登録証の写 し</p> <p>・申請者と実務に従事する薬剤 師(登録販売者)との関係を証 する書類(雇用証明書等)</p>	<p>参考様式 1</p>
<p>9) 動物用医薬品特例店舗販売業の 取り扱う医薬品の品目の一部廃止 (特例のみ)</p>	<p>・許可証の写し (指定品目の追加指定した品目 を廃止する場合は承認書の写し も添付)</p>	

\* 動物用医薬品販売業関係事項変更届の添付書類を写しで対応できる場合

当該届出に係る許可以外の許可を受け又は申請している場合であって、下記の書類が和歌山県知事に既に提出されている場合は省略できます。

・ 医薬品販売業者の氏名又は名称の変更の場合<一般、特例、卸売>

「戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(法人の場合は、登記事項証明書)」

・ 薬事に関する業務に責任を有する役員変更の場合<一般、特例、卸売>

「登記事項証明書」

・ 管理者又は管理者以外の薬事に関する実務に従事する者<一般、卸売>

「薬剤師免許証又は販売従事登録証の写し」「雇用証明書」

・管理者の氏名又は管理者以外の薬事に関する実務に従事する者の氏名〈一般、卸売〉

「戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書」

ただし、いずれの場合も、届出書の参考事項として、写しを提出する書類名、原本の提出先を記載すること。

## イ) 変更前にあらかじめ届出するもの（特例含む店舗販売のみ）

※医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第10条第2項、取締規則第111条第2項に基づく

	変更理由等	文書名	様式
届出書 (必須)		・動物用医薬品販売業許可関係事項変更届出書 ( (二) 事前届出の場合 )	様式第45号(二)
添付書類	1) 店舗の名称の変更	添付書類なし。 届出書に記入	
	2) 相談に応ずる電話番号その他連絡先の変更	添付書類なし。 届出書に記入	
	3) 特定販売実施の有無	特定販売を開始する場合 ①販売先との通信手段 ②特定販売する動物用医薬品の区分 ③特定販売の広告に店舗名称以外の名称を記載する場合はその名称 ④インターネットを利用する場合はホームページアドレス ※特例はネット販売不可	参考様式5
	4) 特定販売に関する事項の変更 ①特定販売に使用する通信手段の変更 ②特定販売する医薬品区分の変更 ③特定販売に係る広告に記載する店舗名称の変更 ④特定販売をインターネットで広告する場合のホームページアドレスの変更	変更部分の詳細を記載した書類  ※特例はネット販売不可	参考様式5